

議案第42号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月3日

渋谷区長 長谷部 健

専決処分書

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和28年渋谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割」を削る。

第2条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第3条中「の種別割」を削る。

第4条第1項中「（種別割）」を削る。

第6条第1項中「種別割の」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(理由)

地方税法の改正に伴い、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。